

プラスチック資源循環の概況と環境省の取組について



2025年2月21日
環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室
朽網道徳



第五次環境基本計画からの発展の方向性 (コンセプト部分)



✓ 第一次計画以来の思想を踏襲しつつ、現下の環境・経済・社会の危機を踏まえ、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップを示す。

直面する環境の危機

- 人類の活動は**環境収容力を超過** ⇒ 自らの存続基盤の脅威に
✓ その結果、気候変動、生物多様性の損失、汚染の**「3つの危機」**に直面
- 経済社会システムを**ネット・ゼロ (脱炭素)**で、**循環型**で、**ネイチャーポジティブ (自然再興)**なものに転換 (文明の転換: **社会変革**) することが必要
- 我が国は**「2050年カーボンニュートラル」**を宣言。

経済・社会面の振り返り

- 人口減少と少子高齢化、東京一極集中と地方の疲弊
- 経済の長期停滞
- 食料、エネルギー、資源、地政学リスクなど、環境は今や**安全保障上の課題**
- 新型コロナウイルスのまん延、ウクライナ侵攻などによる社会の不可逆的変化

環境・経済・社会すべてにおいて「勝負の2030年」

第五次環境基本計画 (現行)

- 第一次計画以来の長期的目標である「循環」と「共生」を軸に、**環境・経済・社会の統合的向上を目指す持続可能な「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)**を打ち出す
- 経済社会システム、ライフスタイル、技術のあらゆる観点からイノベーションを創出することによる**「新たな成長」**の概念を提唱
- **経済・社会的課題の同時解決**
- 相互に関連し合う**横断的・重点的な枠組**を戦略的に設定
- **「持続可能な開発目標」(SDGs)**の考え方の活用
- 「循環」と「共生」を軸として、**自立・分散型**の社会を形成しつつ、**近隣地域等と地域資源を補完し支えあう**考え方として打ち出す

点検結果を踏まえ

第六次環境基本計画 (発展の方向性)

- **「ウェルビーイング/高い生活の質」**の実現を目指す
- 「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」文明。**環境負荷の総量削減**と良好な環境の創出
- 地下資源依存から**地上資源基調**の経済社会システムへの転換
- 市場的価値と非市場的価値を引き上げる**「新たな成長」**を示す
- **基盤である自然資本とそれを支える資本・システムへの大投資**、**「環境価値」**を活用した**経済全体の高付加価値化**
- 科学に基づく取組の**スピードとスケール**の確保
- ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブ等の**統合・シナジー**
- **政府、市場、国民 (市民社会・地域コミュニティ) の共進化**
- 世界の**バリューチェーン全体**での環境負荷低減
- 地域を目指すべき姿として位置付け。**「新たな成長」の実践・実装の場**

ビジョン
「循環共生型社会」

環境政策の役割

環境政策の展開の
基本的な考え方

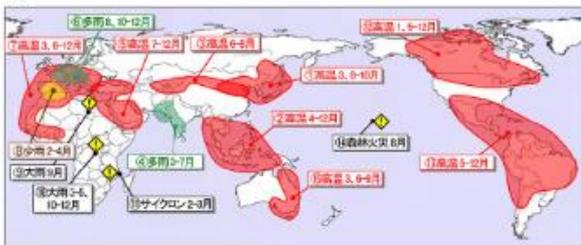
地域循環共生圏

※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野 (経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際) にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

地球が直面する「3つの危機」を示す事例

気候変動

① 2023年の異常気象発生地域分布図



② 気候変動の影響の将来予測

21世紀末の日本を20世紀末と比べた場合、年平均気温の上昇、**猛暑日・酷暑夜の日数の増加**（2℃上昇シナリオによる予測で約2.8日・約9.0日増加、4℃上昇シナリオによる予測で約19.1日・約40.6日増加）、日本沿岸の海面水位の上昇、激しい雨の増加、日本付近における台風の強度の高まりが予測されている。



出典: 国土交通省気候変動対策推進部「令和4年度気候変動影響評価報告書」(2022年)
 発出: 国土交通省、気象庁「日本の気象情報」(2023年度気象情報)

生物多様性の損失

① 生物多様性の変化要因と世界的な自然劣化の例



出典: IPBES「世界の生物多様性と生態系サービスに関する科学的知見の概要」(2019年3月)
 発出: 国土交通省気候変動対策推進部「令和4年度気候変動影響評価報告書」(2022年)
 出典: 国土交通省気候変動対策推進部「令和4年度気候変動影響評価報告書」(2022年)
 発出: 国土交通省、気象庁「日本の気象情報」(2023年度気象情報)

② クマ類による人身被害の発生件数の推移

クマ類については、秋の坚果類の結実量の影響を受け、数年おきに大量出沒を繰り返しており、特に2023年度は統計のある2006年度以降最も多い人身被害件数を記録する等、人の生活圏にクマ類が侵入し、国民の安全・安心を脅かしている。



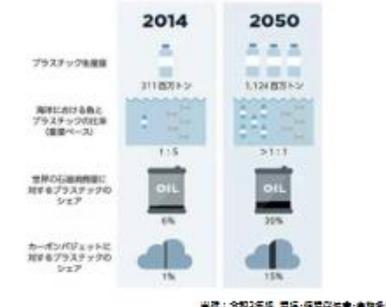
汚染

① 終わっていない水俣病問題

年	月	出来事
1956年	3月	水俣病発生
1959年	3月	水俣病発生
1960年	4月	水俣病発生
1967年	4月	水俣病発生
1968年	4月	水俣病発生
1969年	4月	水俣病発生
1969年	4月	水俣病発生
1973年	4月	水俣病発生
1974年	4月	水俣病発生
1975年	4月	水俣病発生
1976年	4月	水俣病発生
1977年	4月	水俣病発生
1978年	4月	水俣病発生
1979年	4月	水俣病発生
1980年	4月	水俣病発生
1981年	4月	水俣病発生
1982年	4月	水俣病発生
1983年	4月	水俣病発生
1984年	4月	水俣病発生
1985年	4月	水俣病発生
1986年	4月	水俣病発生
1987年	4月	水俣病発生
1988年	4月	水俣病発生
1989年	4月	水俣病発生
1990年	4月	水俣病発生
1991年	4月	水俣病発生
1992年	4月	水俣病発生
1993年	4月	水俣病発生
1994年	4月	水俣病発生
1995年	4月	水俣病発生
1996年	4月	水俣病発生
1997年	4月	水俣病発生
1998年	4月	水俣病発生
1999年	4月	水俣病発生
2000年	4月	水俣病発生
2001年	4月	水俣病発生
2002年	4月	水俣病発生
2003年	4月	水俣病発生
2004年	4月	水俣病発生
2005年	4月	水俣病発生
2006年	4月	水俣病発生
2007年	4月	水俣病発生
2008年	4月	水俣病発生
2009年	4月	水俣病発生
2010年	4月	水俣病発生
2011年	4月	水俣病発生
2012年	4月	水俣病発生
2013年	4月	水俣病発生
2014年	4月	水俣病発生
2015年	4月	水俣病発生
2016年	4月	水俣病発生
2017年	4月	水俣病発生
2018年	4月	水俣病発生
2019年	4月	水俣病発生
2020年	4月	水俣病発生
2021年	4月	水俣病発生
2022年	4月	水俣病発生
2023年	4月	水俣病発生

② 海洋プラスチックごみ汚染の深刻化と生物多様性への影響

BAUシナリオにおけるプラスチック量の拡大、石油消費量



- プラスチック汚染防止条約が現在議論されており、汚染防止には**プラスチックの分別回収・リサイクルの徹底**などで、**環境中への漏洩・流出を根絶**する必要があります。

INC交渉スケジュール

2022年

INC1 : 11/28~12/2@ウルグアイ

- ・INC議長を選出 (INC3までペルー、INC4からエクアドル)
- ・条約の目的、主要要素について議論

2023年

INC2 : 5/29~6/2@パリ (条文案の作成を決定)

INC3 : 11/13~19@ケニア (条文案初版を議論)

2024年

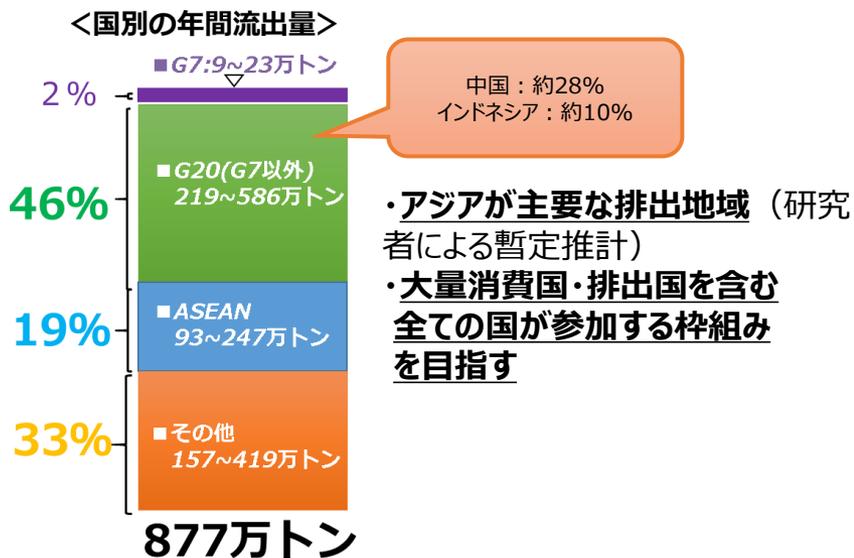
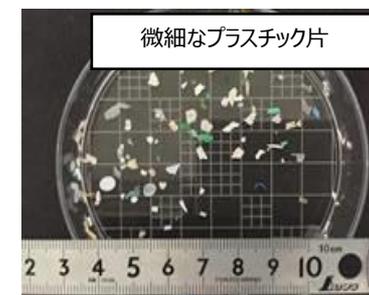
INC4 : 4/23~29@カナダ (改定版条文案を議論)

INC5 : 11/25~12/1@韓国 (条文案の合意を目指す)

2025年 (最速 = INC5で合意できれば)

外交会議 (条約を採択、各国の署名開始 (賛同の意思表示))

※ I N C : 政府間交渉委員会



Jambeck (2015) (2010年データを元にした海洋への流出量推計)

- **2024年11月25日～12月1日、第5回政府間交渉委員会（INC5）が韓国・釜山において開催。**
- 2022年の国連環境総会決議においては、プラスチック汚染に関する条約の策定について、2024年末までに作業完了を目指すと採択。今回合会において精力的な交渉が行われたものの、**合意に至らず、今後、再開会合が開催される予定。**
※2022年11月：INC1（ウルグアイ）、2023年5月：INC2（フランス）、2023年11月：INC3（ケニア）、2024年4月：INC4（カナダ）

1. 今回合会の議論及び結果概要

- バジェスINC議長（エクアドル）が非公式に提示した条文案を元に、INC4で作成された統合条約案も参照しつつ、**前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉。**11月29日には、改めて議長から条文案が提示され、議論継続。
- この過程において、
 - ①目的（第1条）、製品設計（第5条）、放出・流出（第7条）、廃棄物管理（第8条）、既存のプラスチック汚染（第9条）、公正な移行（第10条）、履行・遵守（第13条）、国別行動計画（第14条）等については、具体的な文言交渉を通じて**条文案の最終化に向けた議論が進展。**
 - ②他方で、プラスチック製品（第3条）、供給（第6条）、資金（第11条）等については、**各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約は行われず。**
- この結果、最終日の12月1日には、議長から条文案が再度提示されたものの、**合意には至らず。**このため、今後、**再開会合を開催し交渉を継続することとし、議長の条文案を同再開会合における交渉の「出発点」とすること、また、条文案全体が引き続き交渉対象であることが確認。**

2. 日本の主張・対応

日本からは、今回の合会において、

- ①プラスチックの**ライフサイクル全体**での取組の促進、②**プラスチック製品及びプラスチック製品に使われる化学物質に関する共通基準の明確化**、③各国における**プラスチック資源循環の促進**、④**環境に配慮した製品設計、リデュース・リユース・リサイクルの促進**、⑤**適正な廃棄物管理**（拡大生産者責任制度を含む）にかかる各国の義務、⑥**国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー**、⑦**全ての資金源からの資源動員**の重要性等について指摘しつつ、積極的に条約交渉に関与。
再開会合においても、引き続き、積極的に貢献していく旨発言。
- 小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表理事（副議長）として地域会合を主催。

3. 今後の予定

再開会合（INC5.2） 今年時期、場所未定

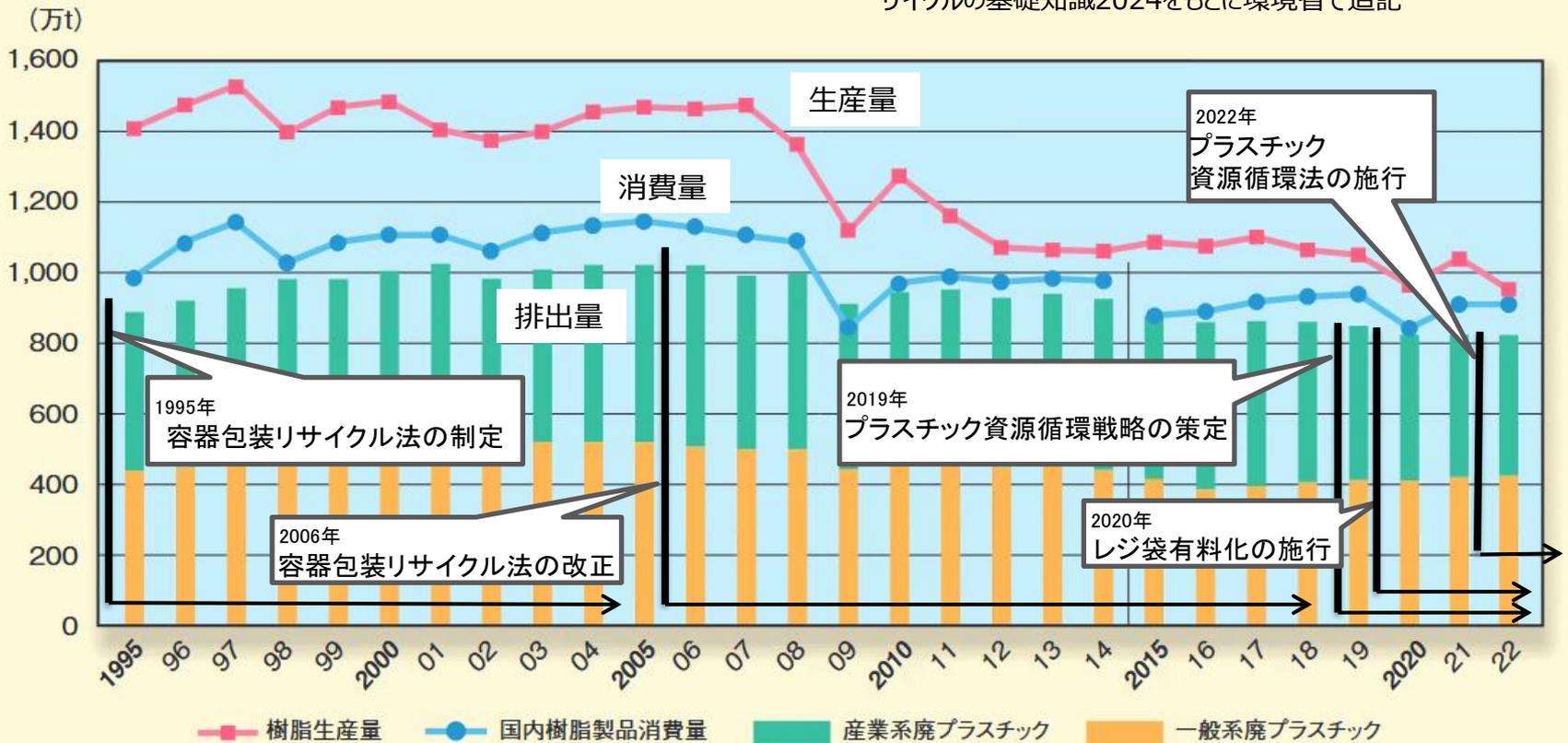
外交会議（立候補国：エクアドル、ルワンダ、ペルー（共催）、セネガル）

日本のプラスチック排出量の推移

- 日本のプラスチック廃棄物量は、容器包装リサイクル法の施行・改正、プラスチック資源循環戦略の策定、レジ袋の有料化、プラスチック資源循環法の施行を受けて年々減少しています。

プラスチックの生産量・消費量・排出量

出所) 一般社団法人 プラスチック循環利用協会 プラスチックリサイクルの基礎知識2024をもとに環境省で追記



出典: (一社) プラスチック循環利用協会

- 我が国はプラスチック資源循環戦略に基づき、**3R+Renewable**（リデュース・リユース・リサイクルと再生可能資源への転換）の基本原則の下、**6つのマイルストーンの達成に向けた取組**を推進しています。

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

- リデュース等**
- ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)
 - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進

- リサイクル**
- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
 - 漁具等の陸域回収徹底
 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
 - イノベーション促進型の公正・最適なりサイクルシステム

- 再生材バイオプラ**
- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
 - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
 - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
 - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

- 海洋プラスチック対策**
- プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した
- ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
 - マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等)
 - 海岸漂着物等の回収処理
 - 代替イノベーションの推進
 - 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)

- 国際展開**
- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
 - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

- 基盤整備**
- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
 - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
 - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
 - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
 - 資源循環関連産業の振興
 - 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）
 - 海外展開基盤

【マイルストーン】

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
- ④ **2035年**までに使用済プラスチックを

100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
- ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、**経済成長**や**雇用創出** ⇒ **持続可能な発展**に貢献
- ◆ 国民各界各層との**連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資**や**イノベーション**（技術・消費者のライフスタイル）を促進

- その一環として、上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**プラスチック資源循環法**を整備しています。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



<付け替えボトル>

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



<ワンウェイプラスチックの例>

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源について、市区町村による**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等を省略**して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



<プラスチック資源の例>

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



<店頭回収等を促進>

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組みべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

① 製造・設計段階 環境配慮設計

- 製造・設計段階では、製造事業者は、**プラスチック製品の環境配慮設計を進め、設計指針に則り、易リサイクル、素材代替、省資源化等を追求**する必要があります。
- **特に優れた設計を大臣認定**し、認定製品を**国等がグリーン購入に基づき率先調達**することで市場拡大につなげます。

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を**設計指針**として明示。すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用
又は部品の再使用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破碎・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用

③再生プラスチックの利用

④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

- **特に優れた設計**について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。製品分野毎に別途決定。

(ご参考) プラスチック環境配慮設計の策定状況

- プラスチック資源循環法は、設計製造段階での環境配慮設計を求めており、各業界団体がプラスチックに特化した設計ガイドラインの策定を進めています。また、優良事例を公表するなど環境配慮設計を促進する取組みが進められています。

製品群	業界団体名	指針の名称	制定・改訂時期	指針の概要
容器包装	日本石鹼洗剤工業会	容器包装の環境配慮設計チェックリスト	2023年1月	容器包装の環境配慮の項目に4Rと脱炭素へ向けた温室効果ガス排出削減等の視点を加えて設計を行うためのチェックリスト
容器包装	日本パン工業会	容器包装の環境配慮設計指針	2023年1月	減量化対策や分別・リサイクルの容易化など、14項目の設計指針
容器包装	PETボトルリサイクル推進協議会	PETボトルの環境配慮設計指針	2024年2月	法で定められた指針を補完し、PETボトルの特性を踏まえ、環境配慮設計を進める際に検討すべき事項について具体的に整理
容器包装	日本化粧品工業会	化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針	2022年6月	動脈・静脈双方の観点から、環境配慮に相応しい項目を整理
容器包装	日本プラスチック食品容器工業会	プラスチック食品容器設計・製造に関する環境配慮ガイドライン	2022年8月	食品容器に求められる役割（安全・衛生・食品保護等）を考慮しながら、バリューチェーン全体における環境配慮項目を整理
容器包装	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	プラスチック製容器包装の環境配慮設計・ガイドライン	2022年2月	容器包装及び中身製品の特性を考慮し、情報発信などプラスチック使用製品設計指針の課題にも適切に対応し、事業者が自らの責任で、環境負荷の低減を推進するための項目を整理
家庭用品	全日本文具協会	プラスチック使用「文具・事務用品」設計ガイドライン	2022年7月	プラスチックを用いたオフィスユース及びパーソナルユースの文具・事務用品を対象に、4Rの観点から配慮項目を整理

環境省：容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集

- 令和5年3月、直近約3年に実施されたプラスチック資源循環等に資する容器包装に関する、「技術・取組みの特長」や「環境負荷低減効果」等について、企業約30社72事例を取りまとめている。



出所) 環境省ウェブサイト、容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集 (2023年3月)、<https://www.env.go.jp/content/000121961.pdf> (閲覧日: 2024年8月19日)

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会：ぷらっとサーチ

- 環境配慮パッケージ事例検索システム『ぷらっとサーチ』は、プラスチック製容器包装の環境配慮設計事例が検索できる。
- 会員企業・団体が推進する環境配慮設計の事例集で、2008年からの取組が検索可能。



出所) プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ウェブサイト、<https://www.pprc.gr.jp/search-system/index.html> (閲覧日: 2024年8月19日)

② 販売・提供段階 ワンウェイプラのリデュース

- 販売・提供段階では、**レジ袋を有料化**するとともに、**カトラリーやアメニティなど使い捨てプラスチック製品12品目の提供事業者**は、判断基準に則って、目標を設定し、これを達成するため、**素材代替、声掛け、有料化などの排出抑制の取組を計画的に行うことが必要**です。
- 特に、**年間5 t 以上**（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）の**多量提供事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**もあります。

対象製品	対象業種
<p>フォーク スプーン テーブルナイフ マドラー 飲料用ストロー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ● 飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ● 宿泊業：ホテル、旅館 等 ● 飲食店：レストラン、喫茶店 等 ● 持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
<p>ヘアブラシ くし かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊業：ホテル、旅館 等
<p>衣類用ハンガー 衣類用カバー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ● 洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となります。

(ご参考) 企業のワンウェイプラスチックのリデュースの取組状況

- プラスチック資源循環法により、特定プラスチック使用製品提供事業者は、実態に応じて提供方法や提供する使用製品の有効な取組を選択し、製品使用の合理化に取り組む必要があり、様々な取組が推進されています。

ファミリーマート：カトラリー類の有料化

- 店頭での**プラスチック製カトラリー類（6品目）の有料化**を、2024年1月29日より、直営店舗約100店で開始。
- プラスチック使用量年間約4t削減の見込み。

対象製品	価格（税込）
デザート用スプーン（大・小）	4円
スプーン/フォーク	6円
ストロー（2種）	4円



中長期的目標「ファミEcoビジョン2050」

出所) ファミリーマートウェブサイト、https://www.family.co.jp/company/news_releases/2024/20240119_02.html（閲覧日：2024年8月1日）

デジジャパン：クリーニング店専用アプリ

- クリーニング店とお客様をつなぐスマホ専用アプリに、顧客がクリーニング店に**返却したハンガーの本数や回収率を自動集計**し、店の端末に表示する機能を2023年2月にリリース。

- **ハンガー返却本数に応じ、顧客にポイント付与**
- 顧客アプリ画面にポイント数の表示可能。



出所) デジジャパンウェブサイト、<https://www.digi-cleaning.com/230215-2/>（閲覧日：2024年8月1日）

すかいらーく：使用量の削減目標

- カトラリーを木製に変更する等プラスチック製品の廃止を進め、また、**使い捨てプラスチック使用量の削減目標**を掲げる。

使い捨てプラスチック使用量削減実績・KPI

	実績				KPI		
	2020年	2021年	2022年	2023年	2026年	2030年	2050年
使い捨てプラスチック使用量	4,282	4,806	4,273	3,857	▲50%	▲50%	▲50%
	2020年比						
使い捨てプラスチックにおける石油由来素材比率	95%	87%	86%	86%	50%	ゼロ	ゼロ

出所) すかいらーくウェブサイト、[https://corp.skylark.co.jp/sustainability/environment/waste_reduction/ESGデータブック\(2023年12月18日\)](https://corp.skylark.co.jp/sustainability/environment/waste_reduction/ESGデータブック(2023年12月18日))、https://corp.skylark.co.jp/Portals/0/images/sustainability/data_collection/ESG_Databook_2022a.pdf、https://corp.skylark.co.jp/Portals/0/images/sustainability/data_collection/ESG_Databook_2023a.pdf（いずれも、閲覧日：2024年9月5日）

帝国ホテル：プラスチック使用量の削減目標

- 2023年度、「プラスチック資源循環促進法」アメニティーのプラスチック使用を**年間約13t削減目標（削減率約85%/2019年比）**アメニティーを竹製、木製、バイオマス素材へ切替。

プラスチック使用量削減効果見込み率(アメニティ/2019年比)

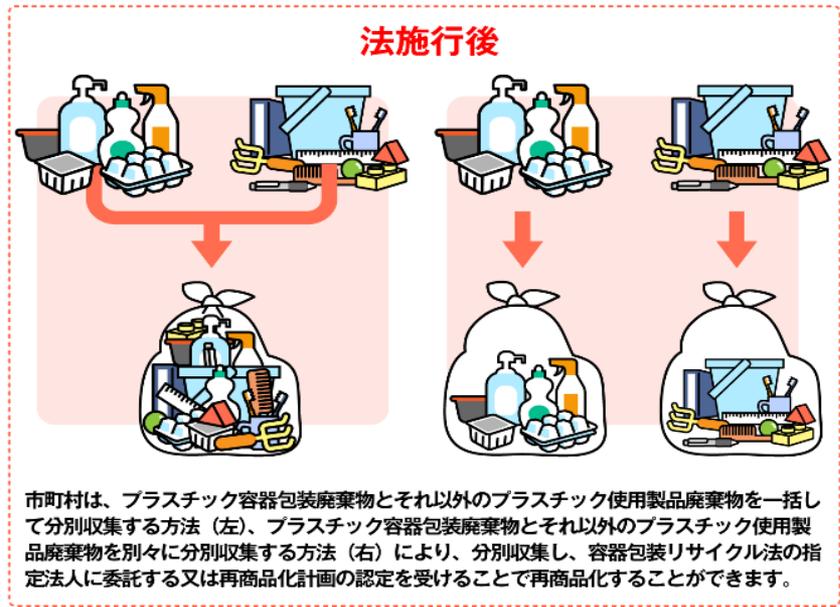
	2022年度削減率実績	2023年度削減率目標
歯ブラシ	82.2%	88.6%
ヘアブラシ	79.8%	100%
カミソリ	51.6%	74.6%
シャワーキャップ	36.8%	53.4%
ヘアフォーム	86.3%	87.2%



出所) 帝国ホテルウェブサイト、<https://www.imperialhotel.co.jp/sustainability/topics/tokyo-sdgs> 2023年度プラスチック使用量の削減計画、<https://www.imperialhotel.co.jp/sites/default/files/file/2023-12/bff02a4f134359d0161a1891b1e59b.pdf>（いずれも、閲覧日：2024年8月20日）

③ 排出・回収・リサイクル段階 分別回収・リサイクル

- 地方自治体（市区町村）は、**プラスチック製容器包装と製品プラスチックの両方を分別回収・リサイクル**することが求められます。
- ①容器包装リサイクル協会に容器包装・製品まとめて引き渡してリサイクルする、②大臣認定の下リサイクル事業者と連携して一気通貫でリサイクルを行う、のいずれかを選択できます。
- 製品プラスチックの分別収集・リサイクルに要する費用の約半分を**特別交付税**で支援します。
- 自治体のごみ処理を支援する**循環型社会形成推進交付金の要件**としては、容器包装・製品両方のプラスチック資源を全域で分別収集・リサイクルするために必要な措置を講じていることが必要です。
- 製品プラスチックも含めた分別収集を新たに進めるための**手引き**を作成しましたので、御参照ください。
(環境省HP：<https://www.env.go.jp/content/000227719.pdf>)



容器包装リサイクル法の指定法人へ引き渡すことで再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施
再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

プラスチック資源循環に関する一括回収等への移行に向けた市区町村向け手引き

先進的モデル形成支援事業による成果

- 先進的モデル形成支援事業に参加した自治体からは、今回の支援で把握した情報（組成調査や移行による効果の把握等）を活用することにより、「コスト・環境影響（CO2排出量の削減）が定量化されたことで、自治体内部での説明が楽めやすかった」、「往後への説明がしやすくなった」等の移行検討に向けた負担軽減につながったという声がありました。
- 先進的モデル形成支援事業では、プラスチック製使用製品廃棄物の分別収集とリサイクルの実証を行った自治体に対する特別助成金の交付にアワードを実施しました。平均約90%の自治体が認定に申請し、認定された自治体にて「燃えるごみの量が減り、プラスチックごみの多さを感じた」、「分別は違っても多いので、一緒に捨てるのとわかりやすく、速いものになり捨てる量も減る」、「大家族が資源協会の面からも是非検討して今後も継続してほしい」等の肯定的意見があげられました。

基本市	高崎市	横浜府市
<p>● 令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請 ● 令和4年度中の実施地域での一括回収を開始</p>	<p>● 令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請 ● 令和4年4月から市内全域での一括回収を開始 ● 令和4年度より3ルートによる再商品化</p>	<p>● 令和4年度の先進的モデル形成支援事業に申請 ● 令和4年度中の実施地域での一括回収を開始</p>
<p>● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているため、リサイクル率が高まりました。</p> <p>● 一括回収を実施したことにより、分別区分が分かりやすくなったことから、事業者が担当している分別収集プラスチックの回収率も向上している。</p>	<p>● 本府独自の認定した施設（再商品化施設）に、更にこの情報、分別方法の経験による再商品化の促進、特別助成金（資源・環境・社会）の活用による効果の検証は、ほぼ認定と見られていたが、それらの施設で実際に分別回収が開始するまで実施された。</p>	<p>● これまで埋めてきたプラスチックを再商品化することによりCO2削減を実現することができた。</p> <p>● 市内から発生するプラスチック使用製品のリサイクルの促進の促しにつなげる。</p>

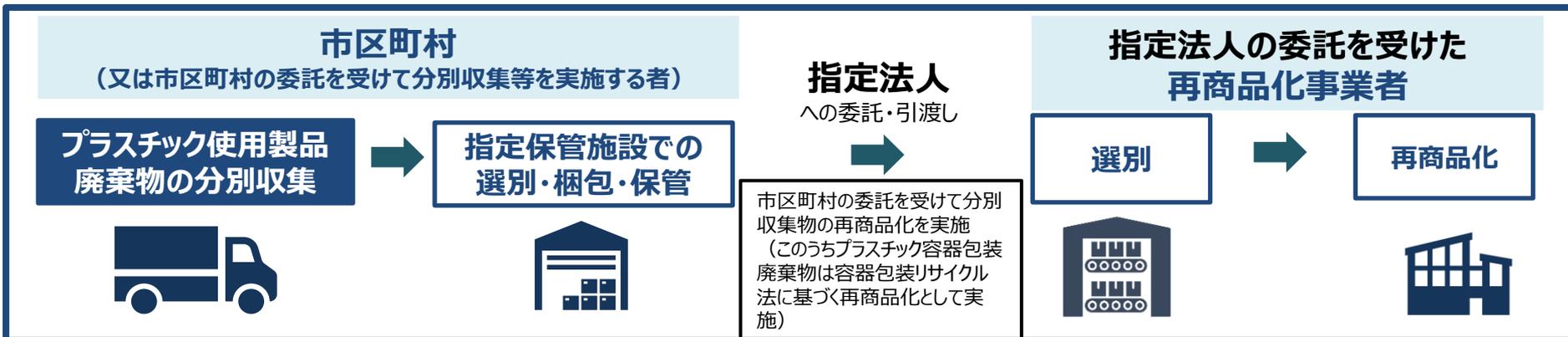
※1 「特別に認定された」という評価はあくまでも参考であり、実際に認定した自治体と異なる場合があります。

移行に向けた検討事項

● 本手引きを参考に、検討できていない事項がある場合は検討を行うことが推奨されます

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
	移行方法の決定	移行方法の検討	移行方法の実施	移行後の評価
移行方法の決定	移行方法の決定	移行方法の検討	移行方法の実施	移行後の評価
分別収集	自治体で排出される製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか	移行方法の検討が完了しているか ● 移行による効果の検証を実施しているか ● 特別助成金の活用が完了しているか	移行方法の実施が完了しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか	移行後の評価が完了しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか
分別収集	自治体で排出される製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか	移行方法の検討が完了しているか ● 移行による効果の検証を実施しているか ● 特別助成金の活用が完了しているか	移行方法の実施が完了しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか	移行後の評価が完了しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか
再商品化	資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか	移行方法の検討が完了しているか ● 移行による効果の検証を実施しているか ● 特別助成金の活用が完了しているか	移行方法の実施が完了しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか	移行後の評価が完了しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか ● 資源とプラスチック製使用製品の組成調査を実施しているか

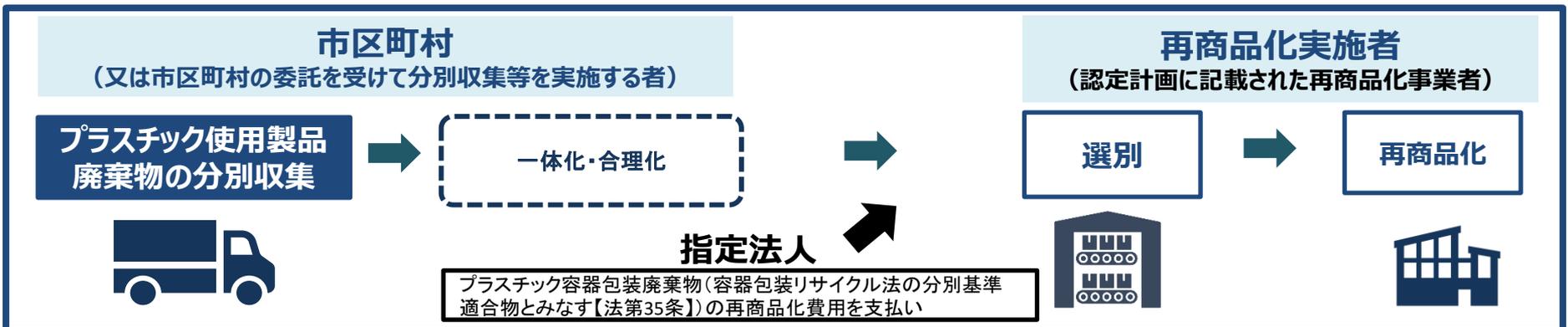
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法 (法32条)



市区町村は**分別収集物の基準及び手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法 (法33条)

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(令和6年4月8日：日本容器包装リサイクル協会発表)

都道府県	地方公共団体	数量 (ト)
北海道	7	3,659
岩手県	1	315
宮城県	4	3,437
福島県	1	1,289
栃木県	1	2,000
群馬県	4	2,124
埼玉県	2	4,500
千葉県	1	459
東京都	17	24,331
神奈川県	3	19,270
富山県	1	377
福井県	1	331
長野県	16	4,177

都道府県	地方公共団体	数量 (ト)
岐阜県	1	10
静岡県	1	1,198
愛知県	12	35,521
三重県	1	1,150
京都府	1	3,294
兵庫県	2	475
和歌山県	1	265
岡山県	2	3,983
広島県	1	850
愛媛県	1	320
福岡県	2	751
熊本県	1	498
鹿児島県	2	720
合計	87	115,302

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r05/pla02.pdf>)

再商品化計画の認定事例について（第33条）

市町村名 (認定日)	計画期間	収集、運搬 又は処分を行うもの	市町村名 (認定日)	計画期間	収集、運搬 又は処分を行うもの	市町村名 (認定日)	計画期間	収集、運搬 又は処分を行うもの
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1~ R8.3.31 (3年間)	J&T環境株式会社 (宮城県仙台市)	岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社青南商事 (青森県青森市)	鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1~ R10.3.31 (2年6か月)	因幡環境整備株式会社 (鳥取県鳥取市)
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1~ R8.3.31 (2年3か月)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社ビートル エンジニアリング (福岡県北九州市)	愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)
神奈川県 横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1~ R8.3.31 (3年間)	株式会社TBM (神奈川県横須賀市)	三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	秋田県大仙市・ 秋田県美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社湯沢クリーンセンター (秋田県湯沢市)
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1~ R9.3.31 (2年6か月)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1~ R7.3.31 (1年間)	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市) DINS関西株式会社	長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26~ R9.3.31 (2年11か月)	旭鉦石株式会社 (徳島県徳島市) DINS関西株式会社 (大阪府寝屋川市) 栄伸開発株式会社 (大阪府大阪市) J & T環境株式会社 (神奈川県川崎市) 株式会社Jサーキュラーシステム (神奈川県川崎市) 株式会社レゾナック (神奈川県川崎市)	石川地方生活環 境施設組合 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社青南商事 (青森県青森市)
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1~ R9.3.31 (2年10か月)	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	JFEブラリソース株式会社 (神奈川県川崎市) 株式会社Jサーキュラーシステム (神奈川県川崎市) 株式会社レゾナック (神奈川県川崎市)
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	佐賀県江北町 (R6.9.24)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社エコポート九州 (熊本県熊本市)	愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	田中石灰工業株式会社 (高知県高知市)
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	株式会社岐阜 リサイクルセンター (岐阜県安八郡輪之内町)	岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1~ R9.3.31 (2年6か月)	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	栄伸開発株式会社 (大阪府大阪市) 大東衛生株式会社 (大阪府大阪市)
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	日鉄リサイクル株式会社 (千葉県君津市)	富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1~ R10.3.31 (3年間)	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)			
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31 (3年間)	日鉄リサイクル株式会社 (愛知県東海市)						

これまでに27件の認定

③ 排出・回収・リサイクル段階 自主回収・リサイクル (39条)

- 製造・販売事業者に対して、自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクルするように求めています。
- こうした自主回収・リサイクルを円滑に進められるよう、計画を作成し大臣認定を得ることにより廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とする特例制度がありますので御活用ください。
- 自主回収・リサイクルを実施することで、容器包装リサイクル法における再商品化義務量から回収量を控除できます。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定事例（39条）

プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名 (認定日)	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種類	量(ト/年)	製品	利用先
緑川化成工業(株) (R5.4.19)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	使用済アクリル板	100.0	再生アクリルペレット	アクリルシート製造業者
花王(株) 花王ロジスティクス(株) (R6.3.1)	東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県	使用済つめかえパック (つめかえ用フィルム容器)	1.5	洗浄・微細化フィルム破砕物	容器製造事業者
積水化成品工業(株) (R6.3.6)	奈良県・大阪府・兵庫県・滋賀県・愛知県・岡山県・和歌山県	発泡スチロール(ビーズ) 発泡スチロール(シート) 合計	2.0 0.1 2.1	PSインゴットペレット	発泡スチロール製造事業者
イオンディライト(株) (R6.7.22)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県	アクリル板 PET板 塩ビ板 合計	38.0 35.0 5.0 78.0	フレーク	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造事業者
川上産業(株) (R6.8.20)	北海道・宮城県・福島県・東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県・長野県・石川県・愛知県・静岡県・滋賀県・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県	ポリエチレン (気泡緩衝材) 合計	130.4 130.4	再生ペレット (気泡緩衝材原料)	自社利用

これまでに5件の認定

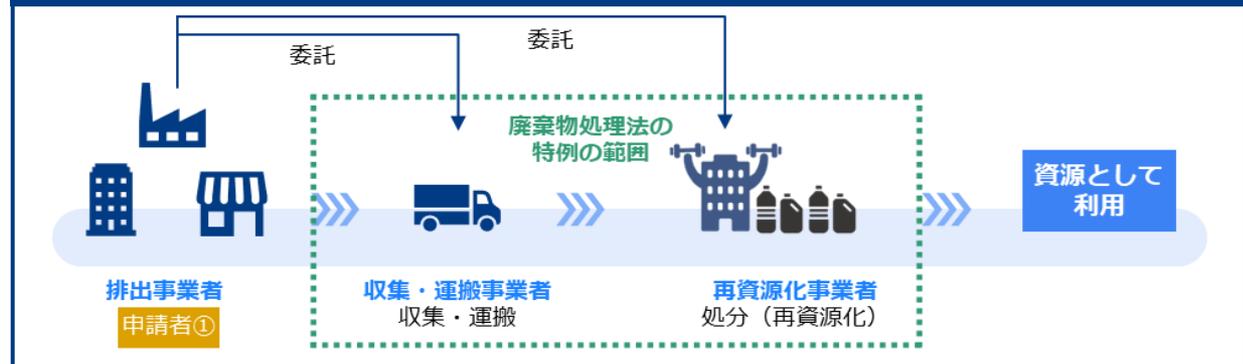
③ 排出・回収・リサイクル 産廃プラのリデュース・リサイクル (48条)

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**ことが必要です。
- 特に年間250 t 以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

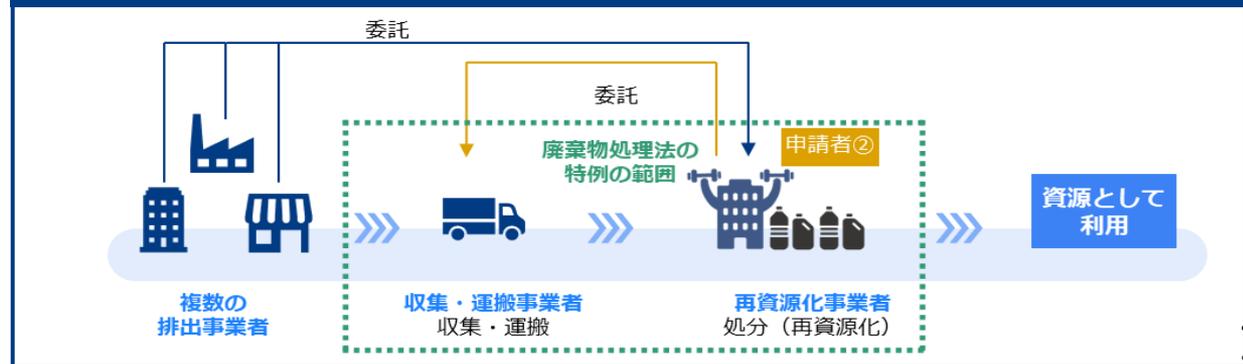
求められる対応

- 排出の抑制・再資源化等の実施
- 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- 排出事業者の情報の提供
- 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- 教育訓練
- 実施状況の把握・管理体制の整備
- 関係者との連携

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名 (認定日)	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種類	量(ト/年)	製品	利用先
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号認定	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの）	360	PE・PPペレット PE・PP混合 減容製品	パレット製造業者
			工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等）	280		
			(計)	640		
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号認定	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー
浪速運送(株) (R6.1.16)	2号認定	東京都、埼玉県、千葉県、 神奈川県、福岡県、 兵庫県、大阪府	アパレル由来のプラスチック 軟質フィルム（衣類用カバー、PE・PP）	250	PE・PPペレット 原料資材	プラスチック商社 メーカー企業
木村工業(株) (R6.4.19)	2号認定	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリ、 ブラカップ、歯間ブラシ	37.4	PE・PPペレット 原料資材	パレット製造業者
宏幸(株) (R6.7.22)	2号認定	全国	風車ブレード (FRP)、バスタブ (FRP) ケーブル被覆 (PVC) 合計	311.0 630.0 941.0	再生複合材	太陽光発電下敷き マット製造事業者
天馬(株) (R6.9.18)	1号認定	青森県、福島県、千葉県、 滋賀県、山口県	樹脂団子 (PP)	200	PPペレット	自社製品（ハウス ウェア製品等）

これまでに 6 件の認定

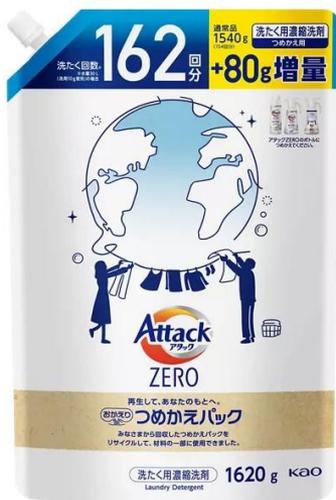
- 企業・消費者は、**再生プラ**やリサイクル商品の積極的な利用のほか、プラスチック製品の環境配慮設計や使い捨てプラの排出抑制のため、代替素材である**バイオプラスチック**の積極的な利用が求められます。
- 国等も**グリーン購入**により、再生プラスチック利用製品、バイオプラスチック利用製品の率先調達を進めていきますので、奮って御提案ください。

グリーン購入法に基づく再生プラ・バイオプラ利用製品の率先調達

● 第五次循環型社会形成推進基本計画

- ✓ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした**環境配慮設計がなされた製品等を調達**するとともに、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として**再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行う**こととし、2024年度から取組を開始することによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。

再生プラスチックを利用した商品 (花王(株)・ライオン(株))



バイオマスプラスチックを利用した商品 (スターライト工業(株))

業界初。
環境に優しい
バイオマスプラヘルメット

ベルヴィオ pervio® BP

業界初 BP 取得ヘルメット
特許出願中
特願 2020-202099号

頭を守る、地球も守る

●持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、利用拡大の道筋を描いた**バイオプラスチック導入ロードマップ**を公開していますので、御参照ください。

導入の基本方針

原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。

バイオプラスチック製品の導入イメージ



施策

	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート）			
	グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進			
	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討			
消費者への訴求等	海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討			
	持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討	運用開始		
研究開発等	バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求			
	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援			
	製造設備導入への支援			
フォローアップ等	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

- **プラスチック資源循環の取組を促進**するため、これまで御紹介したものの以外にも、各種の**支援措置があります**ので、奮って御活用/要望ください。

財政支援

- 先進的な資源循環技術・設備の実証・導入 → **投資促進事業** (スライド23)
- リサイクル設備やバイオプラ生産設備の導入 → **設備補助事業**(スライド24)
- リサイクルや代替素材の技術実証 → **実証事業**(スライド25)
- 自治体、企業等によるプラスチック資源循環社会実装 → **資源循環モデル事業**

政策金融

- 廃棄物の排出抑制・リサイクル、プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料の製造等の設備を整備 → **日本政策金融公庫の環境・エネルギー対策資金**

ファイナンス

- プラスチック資源循環促進のための投融資の呼び込み → **サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス**(スライド26)

※これらのほか、再資源化事業高度化法に基づく大臣認定による廃棄物処理法の許可を不要とする特例等の支援措置もございます。



令和7年度予算（案） 15,000百万円（5,000百万円）】
 ※ 3年間で総額30,000百万円の国庫債務負担

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

・本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルやサーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-abate産業）に再生素材や燃料・エネルギーを供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

・GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）等のリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 選択 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備



※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）をご確認ください。
 (<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>)



【令和7年度予算(案) 4,280百万円(3,761百万円)】
 【令和6年度補正予算額 1,700百万円】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ①プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ②再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品(太陽光パネル、LIB等)や、金属資源等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体(メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー)を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

・資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれている有用金属を含む製品及び再エネ関連製品の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。



金属破碎・選別設備

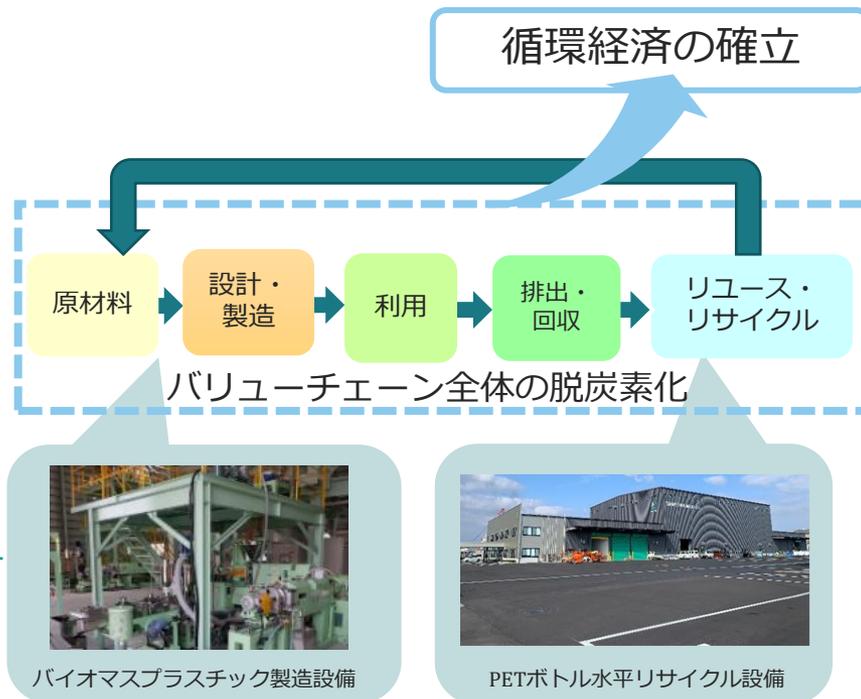


太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率 1/3, 1/2)
- 選択 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度~令和9年度

4. 事業イメージ



※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト(エネ特ポータル)をご確認ください。
 (<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>)



【令和7年度予算(案) 4,000百万円(4,672百万円)の内数】

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源(バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等)に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

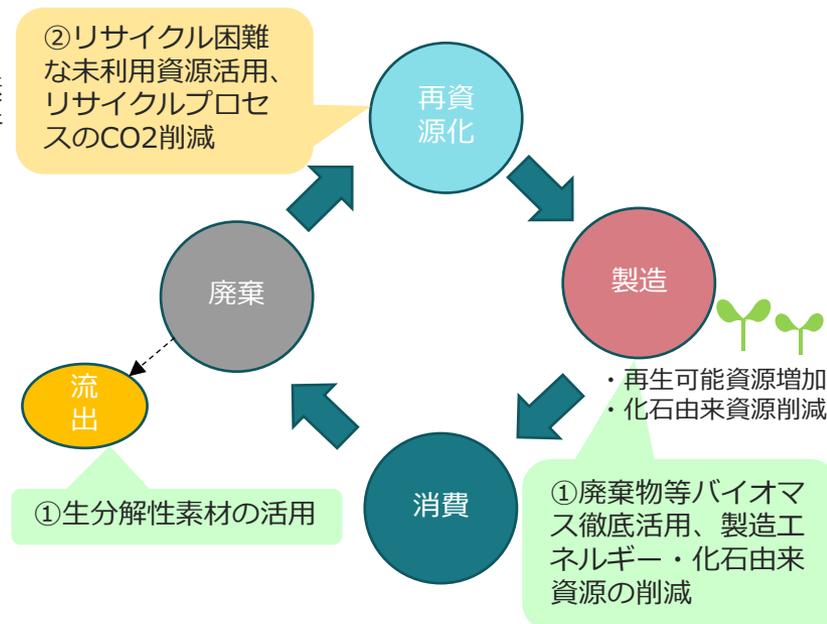
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック(紙おむつ、衣類等含む)、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業(補助率 1/3, 1/2)
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



脱炭素型循環経済システムの構築

※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト(エネ特ポータル)をご確認ください。
<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>

特徴

- 企業及び投資家・金融機関向けの手引きとして、**開示・対話のポイント**を示す
- CE/プラ分野に特化し、**企業の率先取組を促しESG資金を呼び込む**ねらい
- **世界初**の政府によるCE/プラ分野のESGガイダンス

概要

- **企業と投資家・金融機関の開示・対話の重要性**を解説

企業の手引きとして

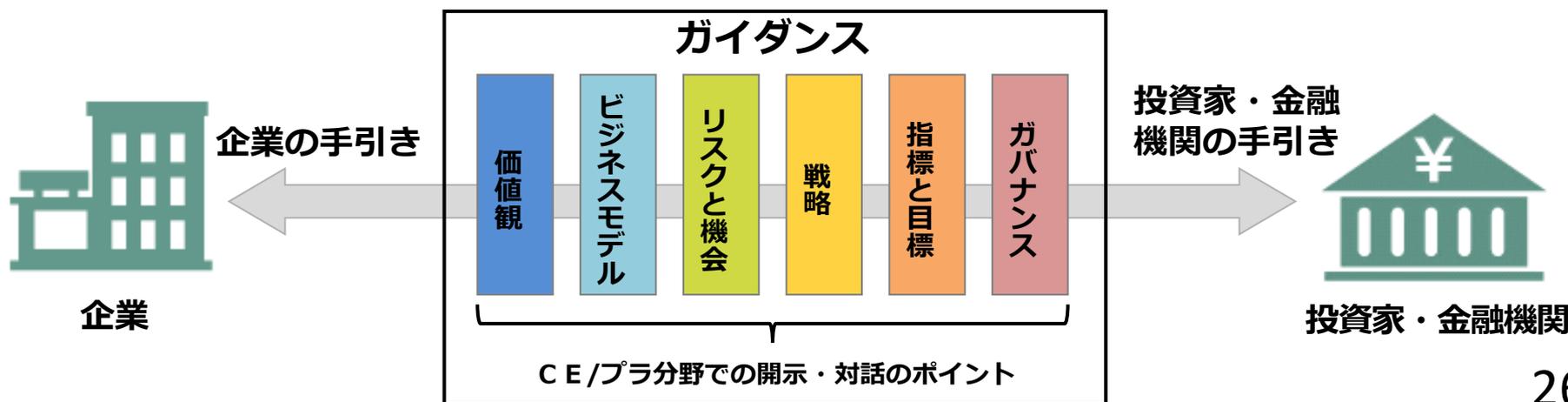
企業は**CEに係る価値観、ビジネスモデル等**を投資家・金融機関に伝える

投資家等の手引きとして

中長期的な観点からCEに係る取組を評価し、投融資先企業の企業価値向上と持続的成長を促す

- 早期に移行が求められるCEに加え、国際的に関心が高まっている**プラスチック資源循環分野**について、開示・対話のポイントを解説

※ 詳細は環境省HPを参照 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/115775.pdf>



- プラスチック資源循環に関する詳細かつ最新情報は、リニューアルした**特設サイト** (<https://plastic-circulation.env.go.jp/>) をご覧いただくとともに、お気軽に以下の担当まで御連絡ください



プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル

環境省 環境再生・資源循環局 容器包装・プラスチック資源循環室

室長：井上（雄）

担当：橋本、笹生、増田、福武、澤田、濱田、青沼、
野村、高麗、和田、朽網、持田、岡林

E-mail：plastic-circulation@env.go.jp

電話番号：03-5501-3153



Plastics
Smart